

商品概要説明書【カードローン（定額返済）】

平成 30 年 4 月 2 日現在

1. 商品名（愛称）	カードローン（定額返済）
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ■満 20 歳以上 65 歳未満の個人の方 ■安定継続した収入がある方。（当金庫で年金を受給されている方も対象になります。） ■勤続（営業）年数が 2 年以上の方 ■一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ■日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方
3. お使いみち	■お使いみちは自由です。ただし、事業資金・高金利返済資金は除きます。
4. ご融資金額	■60 万円以上 100 万円以内（10 万円単位）
5. ご融資期間	■3 年ごとの自動更新です。ただし、契約更新時の満 70 歳以上の方は更新いたしません。
6. ご融資利率	■年 13.5%【固定金利】
7. ご返済方法	■毎月 2 万円の定額返済。
8. 担保・保証人	■一般社団法人しんきん保証基金の保証によりますので保証人・担保は必要ありません。
9. 保証料	■保証料（年 1.50%）は融資利率に含まれます。
10. 必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ■運転免許証（運転免許証を徴求できない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証（注）など本人と確認できるもの） （注）健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。 ※申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認 <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・住民票抄本（在留資格の記載があるもの） ■年収が確認できる書類（公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書控のいずれか）

	<p>年金受給者の方は当金庫の年金受取口座に前年1月から12月に振込まれた金額がわかる通帳および年金振込通知書・年金額改定通知書等が必要になります。</p>
<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>■苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部<u>お客様相談窓口</u>（9時～17時、電話 0120-454-585）までお申し出ください。</p> <p>また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話 03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>■紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、<u>お客様相談窓口</u>または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
<p>12. その他</p>	<p>■審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>